

第16期 第5回 豊見城市農業委員会 総会

1 日時： 平成30年1月31日(水) 午後1時32分～午後3時32分

2 場所： 豊見城市役所2階 第1会議室

3 出席農業委員数： 8 名

1番 (会長)	瀬長 澄子	出席
2番 (職務代理)	當銘 博	出席
3番	金城 敏満	出席
4番	宮里 由美子	出席
5番	名嘉眞 朝仁	出席
6番	本底 広彦	出席
7番	上原 啓一	出席
8番	當間 康由	出席

総会に参加した農地利用最適化推進委員 (※推進委員は出席委員数にカウントしない)		
東部地区	大城 空	
西部地区		

4 欠席農業委員数： 0 名

5 農業委員会事務局職員

局長兼班長：大城 靖

主査：當銘 裕太

主任主事：座安 省吾

6 議事録署名委員： 金城 敏満 ・ 宮里 由美子

7 現場調査日時： 平成30年1月31日(水) 午後1時35分～午後2時50分

10. 会議の内容

会長 定刻 1 時半になりましたので、第 16 期豊見城市農業委員会第 5 回総会を開会いたします。

(午後 1 時 30 分) 開会

会長 本日の議事日程は、お手元にお配りのとおりです。
会期は、本日 1 日限りといたします。
本日の出席委員は 8 名中 8 名で、全員参加です。豊見城市農業委員会会議規則第 11 条の規定により定足数に達しておりますので、総会は成立します。
次に議事録署名委員について、豊見城農業委員会会議規則第 13 条の規定に基づき、本日の議事録署名委員に、第 3 番委員の金城敏満委員と第 4 番委員の宮里由美子委員のお二人、また会議書記に農業委員会事務局の大城局長及び當銘主査を会長から指名させていただくことにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 それでは議事録署名委員に第 3 番委員の金城委員、第 4 番委員の宮里委員、そして会議書記に大城事務局長及び當銘主査をご指名します。よろしくお願いいたします。
本日提案された議案等についての現場調査 4 件のほかに農地パトロール及び違反転用調査を行ってから審議に移りたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 ご異議ないようですので、ただいまから現場調査のために、一時休憩をいたします。

休憩 (現場踏査) 午後 1 時 33 分

再開 午後 2 時 50 分

会長 再開します。
これより報告案件に入ります。初めに報告第 20 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の2ページをお開きください。
報告第20号「農地転用後の利用状況の報告について」
5件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので、
ご報告いたします。
以上です。

会長 ただいまの報告第20号について質疑を許します。質疑のある方は挙手して質
疑をお願いします。
特に質疑ないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 次に報告第21号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の4ページをお開きください。
報告第21号「転用許可に係る工事の完了報告について」
1件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので、
ご報告いたします。
以上です。

会長 ただいまの報告第21号について質疑を許します。質疑のある方は挙手してお
願いいたします。
特にないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 次に報告第22号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の6ページをお開きください。
報告第22号「現況証明願について」
3件ございました。内容を確認の上、証明発行いたしましたので、ご報告いた
します。
以上です。

会長 報告第22号について質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたし
ます。

特にないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 次に報告第 23 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 8 ページをお開きください。
報告第 23 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について」
1 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたので、ご報告
いたします。
以上です。

会長 ただいまの報告第 23 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手して質
疑をお願いいたします。
特にないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 次に報告第 24 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 11 ページをお開きください。
報告第 24 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について」
5 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたので、ご報
告いたします。
以上です。

会長 ただいまの報告第 24 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手してお
願いいたします。
特にないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 次に議案案件に入ります。議案第 12 号について、事務局の説明をお願いしま
す。

事務局 それでは議案第 12 号について説明いたします。

議案書は 18 ページです。議案第 12 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」については、4 件の申請がございます。まず整理番号 1 番につきまして、議案書の 20 ページをお開きください。申請のありました、豊見城市字饒波山見原 641 番 1 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。

次に議案書の 22 ページをお開きください。整理番号 2 番、申請のありました、豊見城市字座安中前原 163 番 1 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。

次に整理番号 3 番につきましては、24 ページになります。申請のありました、豊見城市字座安中前原 163 番 4 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。

すみません、休憩をお願いします。

会長

休憩します。

休憩 午後 2 時 56 分

再開 午後 3 時 00 分

会長

再開します。

事務局

次に整理番号 4 番につきまして、議案書の 26 ページをお開きください。申請のありました、豊見城市字平良溝原 405 番 1、405 番 2、409 番 1 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。

以上です。

会長

ありがとうございます。

事務局の説明が終わりました。

議案第 12 号について 1 件ずつ審議します。それではまず、整理番号 1 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手した上で質疑をお願いいたします。

(7 番委員挙手)

会長

7 番委員。

7番委員	整理番号1番、長嶺さん、トマトを栽培予定なんですが、補助は何かとったんですか。写真では露地になっていますけれども。
事務局	この申請地でそういう補助をとったかどうかまでは調べていません。許可がこれからですので、先だって補助を受けられるんですか。
事務局	休憩願います。
会長	休憩します。
	休憩 午後3時02分 再開 午後3時03分
会長	再開します。
	(7番委員挙手)
会長	7番委員。
7番委員	要は補助はわからないと。となると、営農計画はトマトというのを書く必要性があるのか。トマトはハウスじゃないと恐らく無理だから。
事務局	今農林水産課に問い合わせをしていますが。まだ確認はとれていません。。
7番委員	本人がトマトではなくて、補助をとるのが目的で借りておいて、最初は例えば葉野菜とか書けば話はわかるけど。トマトをやる計画で申請となると、書類的にやり方が違って来るからおかしいんじゃないかなという話です。
事務局	そうですね。
7番委員	追加事項としても、いずれはトマト、現段階では露地栽培できる野菜をやっていくという形にしないとつじつまが合わないんじゃないかなと思います。
2番委員	ちょっと休憩して。
会長	休憩します。

休憩 午後 3 時 05 分

再開 午後 3 時 07 分

会長

再開します。

ほかにいらっしゃいませんか。

なければこれで採決に移りたいと思いますが。

(はいの声あり)

会長

整理番号 1 番について、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 1 番については許可することに決定しました。

次に整理番号 2 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手した上で質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めて、これより採決に移ります。

整理番号 2 番について、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 2 番については許可することに決定しました。

次に整理番号 3 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をした上で質疑をお願いいたします。

これも採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

整理番号 3 番について、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号 3 番については許可することに決定します。
次に整理番号 4 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をした上でお願いいたします。

8 番委員 休憩してもらっていいですか。

会長 休憩します。

休憩 午後 3 時 08 分
再開 午後 3 時 15 分

会長 再開します。
これより採決に移ります。
整理番号 4 番について、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号 4 番については許可することに決定します。
次に議案第 13 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 28 ページをお開きください。
議案第 13 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」
1 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。
それでは申請案件についてご説明いたします。それでは整理番号 1 番につきまして、39 ページをお開きください。申請のあった土地は、平良溝原 409-8、用途は農業用施設（追認）。当該申請地について、農地法第 4 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。
議案第 13 号について、説明は以上です。

会長 事務局の説明が終わりました。議案第 13 号についての委員の質疑を許します。
質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めてよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

これより採決に移ります。

議案第 13 号について、農地法第 4 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、議案第 13 号は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。

次に議案第 14 号について審議します。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の 41 ページをお開きください。

議案第 14 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」

3 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは申請案件についてご説明いたします。それでは整理番号 1 番につきまして、46 ページをお開きください。申請のあった土地は、与根南浜崎原 500-9、用途は貸資材置場（追認）。当該申請地について、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 2 番につきまして、56 ページをお開きください。申請のあった土地は、与根西中原 163-4、用途は一般住宅。当該申請地について、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 3 番につきまして、61 ページをお開きください。申請のあった土地は、翁長ナズ川原 649-1、用途は貸駐車場（レンタカー）。当該申請地について、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議案第 14 号について、説明は以上です。

会長

ありがとうございます。

事務局の説明が終わりました。議案第 14 号は 1 件ずつ審議します。まず整理番号 1 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めて、採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 整理番号 1 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号 1 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。
次に整理番号 2 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

2 番委員 休憩。

会長 休憩します。

休憩 午後 3 時 21 分
再開 午後 3 時 23 分

会長 再開します。
これより採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 整理番号 2 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 整理番号 2 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。
次に整理番号 3 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

6 番委員 休憩。

会長

休憩します。

休憩 午後 3 時 24 分

再開 午後 3 時 30 分

会長

再開します。

整理番号 3 番については、採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

これより採決に移ります。整理番号 3 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 3 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

以上をもちまして、皆様のご協力で本日提案の議事日程を全て終了いたしました。委員の皆様には、提案された議事日程に対して真摯で丁寧なご意見とご審議をいただきまして、ありがとうございました。これで本日の農業委員会総会を終わります。大変お疲れさまでした。

平成 30 年 1 月 26 日 (金)

午後 3 時 32 分終了

議事録署名委員

会長

瀬長澄子



3番委員

金城敏満



4番委員

宮里由美子

